

# おやま 市議会だより



第254号

## ●主な内容

### 小山市議会基本条例を制定

議案とその内容……………②	市政一般質問……………⑤～⑩
請願・陳情……………②	議会日誌……………⑩
意見書……………②～③	議会基本条例……………⑪～⑬
議員提出議案・委員会報告…③～⑤	行政視察報告……………⑭

平成24年2月15日号



大沼で羽を休める白鳥



# 人事案件

審議の結果、原案どおり可決し、内閣総理大臣ほか衆参両院議長、関係大臣あて送付しました。

◆速やかな取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を推進する意見書

◆固定資産評価審査委員会員の選任

小山市大字飯塚446番地  
手塚 常男(新任)  
昭和19年1月22日生

## 議員提出議案 小山市議会基本条例を制定

定例会最終日、塚原俊夫議員ほか27名の議員から小山市議会基本条例の制定について、小山市議会事務局条例及び小山市議会委員会条例の一部を改正する条例についての議案が提出されました。また、大山典男議員ほか7名の議員から上野明宏議員に対する辞職勧告決議が提出されました。各議案とも審議の結果、原案を可決しました。

●小山市議会基本条例の制定  
地方分権改革の進展に伴い、二元代表制を担う議会の役割や責任は増大しており、より一層議会機能の充実強化が求められている。このことから、議会運営の基本事項を定めた議会基本条例を制定するもの。

●小山市議会事務局条例及び小山市議会委員会条例の一部を改正する条例  
小山市議会基本条例の制定に伴い、小山市議会事務局条例及び小山市議会委員会条例の一部を改正する必要があるため、改正するもの。

●上野明宏議員に対する辞職勧告決議の提出  
上野明宏議員が、公職選挙法違反で起訴され、罰金30万円、公民権停止3年の判決を受けたことは公正であるべき選挙制度の根幹を揺るがしかねない事態であり、市議会に対する市民の信頼を大きく失墜させた社会的、道義的責任は極めて重いと判断される。よって上野明宏議員は議員として、自らその責任を重く受け止め、市議会議員を辞職するよう勧告するもの。

# 政治倫理審査会報告

平成23年11月25日および12月6日に小山市議会議員の政治倫理に関する条例に基づき、審査委員8人の出席のもと、審査会を開催しました。

本審査会は、上野明宏議員が平成22年12月下旬ころから平成23年1月9日までの間、成人祝名目で市議会議員選挙の区域内居住者に現金の寄附を行い、公職選挙法違反として

平成23年10月18日小山簡易裁判所から罰金30万円と公民権停止3年の判決を受けたことが、小山市議会議員の政治倫理に関する条例に抵触することとして、議員5人の請求に基づき開催したものです。

審査会では、本人の出席および起訴状、判決書面の提出を求め、事情聴取を行い、その結果、事件の内容について把握でき、起訴状にある公訴事実および罪名（公職選挙法違反）に相違ないことを本人も認めたことから、当審査会は小山市議会議員の政治倫理に関する条例第3条第6号（公職選挙法その他の選挙に関する法令の遵守）および第7号（市民全体の代表者として、その品位と名誉を害し、市民の信頼を著しく損なう行為）に掲げる政治倫理基準に抵触すると判断し、その旨を議長あて報告しました。

# 委員会審査から

議案は、本会議で議決される前に、原則として各委員会にて慎重な審査を経ていきます。12月定例会の委員会審査の中から、主な質疑を紹介します。

## 決算

9月議会に議案として提出され、委員会において決算の全体概要、執行状況および主な事業の概要等について説明を受けた後、閉会中の継続審査となっていた平成22年度小山市一般会計歳入歳出決算の認定については、11月7日、8日に決算審査特別委員会を

開催し、慎重に審査を行い、原案の認定を可と決しました。予算現額593億1011万8000円のうち36億237万1000円を次年度に繰り越し、決算額は、歳入が554億372万3000円（前年度比2・6%増）で収入率93・4%、歳出額は538億6127万6000円（前年度比2・3%増）で執行率

90・8%となりました。本案については、事業に対する実績およびその評価結果、進捗状況などについての質疑・意見・要望等が出され、委員から、新年度の予算編成においては、現在の経済状況から本年度よりさらに厳しい予算編成が予想されることから、執行部においても財源確保や事務事業の見直しについて努力してほしいとの意見がありました。

以下、主な質疑を紹介します。  
問 雇用情勢やデフレの影響により個人市民税が落ち込んでいるが、どういう状況か。

**答** 個人市民税の落ち込みの原因は、長引く不況による解雇が主な原因で、企業の倒産件数から見ても、依然として厳しい状況です。

**問** 前年比増となっている法人市民税の職種別状況は。

**答** 建設業20・1%、鉱業35・1%、製造業23%、卸売・小売・飲食業11・6%、金融・保険業関係33・7%の増益となっています。また漁業0%と前年同率である他は、農業25・8%、電気・ガス熱供給・水道業7%、不動産業12・9%の減収となっています。

**問** 基金からの繰り入れにおいては目的、使い方、使途基準を明確にすべきでは。

**答** 基金の取扱い基準について、条例を改正すべきかどうかを含め検討していきます。

**問** 民生委員が担当する世帯は、数の判断だけではなく、対象世帯の分布状況も考慮に入れるべきでは。

**答** 3年後の一斉改選に向けて、解消に向けて取り組んでいきます。

**問** 一般住宅防火診断の活動内容および火災警報機の設置状況は。

**答** 秋季および春季火災予防

運動期間に、対象地域を設定し、防火チラシまたは住宅用火災警報器の普及チラシを配付し、その際に火災予防に関する相談を受け付けています。当市の住宅用火災警報器の設置状況は、63・2%です。

**問** 生活環境整備面全般にわたり地域から出される要望の優先順位は。

**答** 道路の新設改良は総合計画に上げ、予算措置をして、認められたものから順次実施しています。幹線道路は、幹線道路整備計画に基づき、地元の熟度を考慮し長期計画の中で路線網を整備しています。なお、維持管理は、緊急性・安全性を優先し、実施しています。

## 予算

▼平成23年度小山市一般会計補正予算

**問** 小水力等農業水利施設利用支援事業費補助金は上限額か、また同事業の今後の計画は。

**答** 同補助金は小水力発電が導入可能かどうかの調査を委託する費用に対する補助金で、全額、国庫補助によるもので、上限額です。本年度は小宅地区1箇所ですが、導入可

能であれば、今後、他の地区も申請をする予定です。

**問** 障がい者自立支援費に補正計上されている障がい者介護給付費について、今回の補正が必要となった理由は。

**答** 今年10月に障がい者自立支援法施行の一部改正があり、「同行援護」が創設され、従来の「移動支援」の利用者74名のうち重度障がい者25名が、「同行支援」に移動したことによるものです。またグループホームおよびケアホームに居住する市内外81名の家賃助成が開始されたことなどによるものです。

## 総務

▼小山市条例等の一部改正について

**問** 市税条例の改正の内容は。

**答** 市税関係では、寄附金税額控除の下限額が5000円から20000円に引き下げられたこと。所得税の罰則規定が強化されたことに伴い、市民税、資産税も過料が3万円から10万円になったこと。肉用牛の免税対象頭数が2000頭から1500頭になり、免税の期間が延長されたこと。市民税は通常6%の税率で課税されるが上場株式

等の配当所得や譲渡所得等の軽減税率1・8%を2年間延長すること。非課税口座内の上場株式等の譲渡所得の計算の施行日を平成25年1月1日から平成27年1月まで2年間延長すること。資産税に関しては、第61条第9項および第10項中の地方税法の項が繰り下がったため、第11項が第12項に変更になったこと。特別

土地保有税に係わる不申告に関する過料の規定が新設されたこと。その新設に伴い、第131条の2が第131条の3に変更になったこと。附則第11条の2第4項中の高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正になったため、引用条項が変更されたことです。

## 民生消防

▼平成23年度小山市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

**問** 11款諸支出金のうち償還金および還付加算金の内容は。

**答** 平成22年度中に交付された一般被保険者に関する国保負担金の療養給付費等負担金、テラーメイド保健指導プログラム評価支援事業補助金交付金、出産育児一時金補助金、高齢者医療制度円滑運営事業

費補助金の事業実績により超過交付となったものを清算するための増額補正です。

▼平成23年度小山市介護保険特別会計補正予算（第2号）

**問** 一般会計繰入金のシステム改修費について、国からの補助は受けられないか。

**答** システム改修費については、国が認めた額と改修費のうち少ない方の額の2分の1が補助される制度があるので、額が確定次第申請し、3月には補助金の交付を受けたいと考えています。

## 教育経済

▼小山市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

**問** 給食の納入業者に対する放射能検査の状況は。

**答** 民間の検査業者へ委託し放射能物質の検査を行っていますが、今までに検査を行った食材からは放射性物質は検出されていません。また、農園などで作っている食材は、栃木県下都賀農業振興事務所に依頼して放射性物質の検査を実施していますが、こちらにも不検出です。

▼小山市生涯学習センターの指定管理者の指定について

**問** 5年の指定期間は長く、

議会が指定管理者の運営状況をチェックできないが。

答 今後は指定管理者に対して、適正な運営をしているか随時評価するようにし、その結果を適切な方法で議会に報告する体制を図っていきます。

### 建設水道

▼小山市道路占用料徴収条例の一部改正について

問 条例改正に至った経緯は、  
答 道路施行令の改正により、国道敷きの占用料が改定され

## 市政を問う

### 12月定例会市政一般質問

12月5日から8日にかけて、20人の議員が市政の諸問題や将来の展望などについて一般質問しました。

#### 緑の健康づくりの森

山口忠保

問 市民病院を核とした保健・医療・介護・福祉の一体的推進および緑の健康づくりの森の具体的内容とスケジュールは。

市長 切れ目のない医療・介護の提供を目指した医療連携体制の構築を進めています。保健福祉部長 緑の健康づくりの森整備事業は、新市民病院を核として、その周辺に保健・医療・介護等の施設および公園を整備するとともに、市民病院跡地に老人保健施設



緑の健康づくりの森整備事業予定地 (神鳥谷地内)

を併設した回復期リハビリ病院を整備し、さらに小山広域保健衛生組合のエネルギー回収推進施設の余熱を利用した施設を一体として整備しようとするものです。新市民病院

たことに伴い、市道についても改定するものです。要因としては土地の下落によるもので、小山市の場合今回の改定で年間約380万円占用料が減額になる見込みです。

は、27年度の完成を目指していますが、その他の施設のスケジュールは、現在検討中です。

災害時ホームページ代理掲載  
問 災害情報発信機能の確保のため、相互応援協定を結んだ自治体と「災害時ホームページ代理掲載」の推進を。

副市長 小山市では、東日本大震災時には停電により市民に情報発信ができませんでした。災害時ホームページ代理掲載は、有効な情報伝達の手段と考えていますので、その推進について、応援協定締結先と協議していきます。

#### 平成23年度事業進捗状況

塚原俊夫

問 本年度執行中の小山駅中央自由通路などの主な事業の進捗状況は、どのようになっているか。

企画財政部長 小山駅中央自由通路整備事業は、平成24年度中の完成に向けて工事を行

▼市道路線の認定、廃止について

問 今回の市道の認定は、どのような内容か。

答 今回の認定は東部第二土地区画整理事業により整備された道路や、農道整備により

つており、進捗率は約22%です。城南地区中心施設整備事業は、平成25年4月オープンに向け、本年1月中旬に工事に着工する予定です。城山町三丁目第一地区市街地再開発事業は、平成25年3月完成に向け工事に着手し、進捗率は約7%です。大谷東小南館改築事業は、本年2月中の完成に向け整備が進められており、進捗率は約80%です。



工事が進む小山駅中央自由通路

問 平成24年度一般会計予算 歳入確保

舗装されたものを認定するもの、開発行為により造成されたものを市に帰属するものが主です。具体的には道路幅が4m以上の道路を市道として認定していくものです。

を編成中だが、市税など歳入確保に問題はないか。また大型事業の内容と資金計画は。

企画財政部長 歳入確保は、厳しい状況にありますが、全職員による休日臨戸訪問などにより、市税確保対策を図っています。また、国県補助金などの歳入確保にも最大限努力しています。

市長 小山駅中央自由通路整備事業など、大型事業の内容はさまざまですが、それぞれ国庫補助金、市債などの資金計画はできています。

#### 平成24年度市税歳入

関良平

問 平成24年度市税の主な歳入、今後の見通しは。

企画財政部長 個人市民税は前年度比3.5%増、法人市民税は5.5%増と見込んでいます。固定資産税は前年度比3.5%減、軽自動車税は前年度並みと見込んでいます。

市政一口メモ

※1ドッチビーアルティメットドッチビーは、ソフトディスクを使用して行うドッチボール形式のゲーム。相手チームに当てられたプレーヤーは外野に出なければならず、また相手チームを当てる外野のプレーヤーは内野に入ることができ

たばこ税は前年度比6%減、都市計画税は2.2%減と見込んでいます。市税全体では、前年度比0.6%減の266億円と見込みました。平成24年度当初予算においては再度精査し計上します。



バリアフリー整備中の駅東大通り

たばこ税は前年度比6%減、都市計画税は2.2%減と見込んでいます。市税全体では、前年度比0.6%減の266億円と見込みました。平成24年度当初予算においては再度精査し計上します。

駅東大通り整備

問 駅東大通りのバリアフリー整備進捗と今後の見通しは。市長 駅東大通りの整備については、小山市バリアフリー基本構想に基づき、延長1155メートルを特定道路と位置づけ、段差の解消、平坦性の確保、有効な歩道空間の

確保などの整備を実施しており、現在の進捗率は、約60%です。未整備区間については、平成24年度から電線地中化工事、平成25年度に歩道改良工事を実施します。また、平成26年度には市道20号線のバリアフリー化工事を完了する予定です。

DV防止強化月間設定

青木 美智子

問 DVの防止対策として防止強化月間の設定、ハーモニ小山の全戸配布、パープルリボン等による啓発事業を推進できないか。総務部長 毎年11月12日から25日が「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間なので、パープルリボンの着用を職員に呼びかけて、11月をDV防止の強化月間にしていくよう考えています。また、多くの人が集まる場所に、大きなパープルリボンなどを設置し、暴力根絶を呼びかけていきたいと考えています。



ドッチビーを楽しむ子供達

「ハーモニー小山」の全戸配布については、予算要求をしています。

新スポーツ普及

問 全国スポーツ祭で新スポーツのドッチビー、アルティメットが小山市で開催されたのを契機に普及できないか。教育部長 小山市では平成22年度から市内の全小学校にドッチビーを配布するともに、職員による出前講座等で、小学校や学童保育クラブ等に出向いて指導しており、今後も活用してもらうよう、体育主任教諭や学校関係者にも普及

啓発を図っていきます。またアルティメットについても関係団体と調整を行い、普及に努めていきます。

地域包括ケアシステム

石川 正雄

問 地域包括ケアシステムについて問う。市長 高齢化の進行に伴い、高齢者自身が自立した生活を送れるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援のサービスが連携し、切れ目なく提供していく地域包括ケアシステムの構築が急務です。利用者のニーズに応じた適切なサービスシステムを構築するために、中核的役割を担っている各地域包括支援センターを結ぶ指導的な役割をもつ基幹型地域包括支援センターの設置を検討していきます。



しらさぎ館の小山地域包括支援センター間々田

問 市民病院を現在の場所での場所での継続について問う。副市長 現在の場所は、国道4号および周辺道路からのアクセス道路の狭さ、患者用駐車場の不足などの問題に加え、同場所への建設による仮設病棟や新設病棟建設費の負担増、駐車場確保、工事車両等の用地確保、工事中の騒音・振動による入院・外来患者および周辺住民への精神的負担増、さらに現地改築した場合、休床・休診など業務が縮小されることもあり、現医療体制の存続が困難になるなどの問題も生じることから、現状の医療体制を継続しつつ新病院建設を進めることができれば、移転新築を進めたいと考えています。

思川西部地域整備

大出 ハマ

問 思川西部地域のインフラ整備について。建設水道部長 巴波川の川底の掘り下げについては、県の管理であり、原則敷きならしの方法による管理が予定されていると聞いています。新田橋の架け替えについては、市

が実施した橋梁点検において、

老朽化により早急に修繕が必要とされたことから、地元の皆様と話し合いを重ねた上で計画していきます。交通事故多発危険農道十字路の整備については、交差点のカラー化、停止指導線・ポール等の設置等随時整備していますが、美田中の通学路をはじめとして交通量の多い交差点等について、地元自治会や学校等と相談しながら安全対策を実施していきます。

**行財政改革**

**問 11年5カ月におよぶ行財政改革の成果は。**

**市長** 市長就任以来、職員には意識改革を求めつつ、「豊かで活力があり、くらしやすい小山の創造」のために市政を運営してきました。財政構造の改革については、小山市財政の歳出に占める人件費比率の引き下げをはじめ職員数の削減などを積極的に行ってきました。こうして生み出された財源を「まちをかえる」「くらしをかえる」事業の財源として活用しています。

**経営改善シミュレーション**

山野井 孝

**問** 小山市民病院の独立行政法人化による経営改善シミュレーションで示された医師増員の根拠について伺いたい。

**病院長** 最低限確保したい医師の数を示したもので、平成24年度には産科の指導医、眼科の非常勤医師および脳神経外科医を、平成25・26年度には産科医を確保したいと考えています。また、独立行政法人化の開始を予定している平成25年度には、複数の医師の確保を目指しています。

**小山駅東口安全対策**

**問** 小山駅東口の治安の悪さが指摘されているが、これまでも、および今後の安全対策について伺いたい。

**副市長** 小山警察署生活安全課・城東交番への情報提供や立ち寄りの強化をお願いするとともに、地元自主防犯パトロール隊への情報提供や市担



小山駅東口の安全対策を

当職員・警察官との合同パトロールを実施しています。また、東口の整備に伴う防犯カメラの増設等を計画していますが、カメラに頼るばかりではなく、市民ボランティアによる防犯パトロール隊への各種支援を継続して行い、犯罪の起きにくい、起こしにくいまちづくり、より安心なまちづくりを推進していきます。

**「おやまくま」の普及**

小林 英恵

**問** ご当地キャラクター「おやまくま」の普及について、市としての考えを伺いたい。

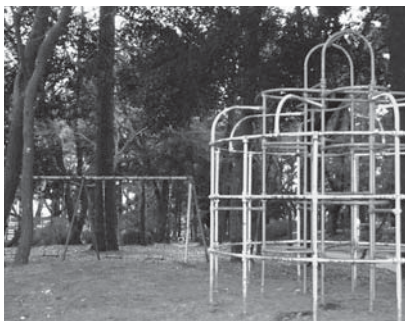
**市長** 「小山」という字で目と鼻、口をかたどり、微笑んでいるような表情やおぼつかない二足歩行が愛らしさと脱力感を醸し出している「おやまくま」は、市内のボランティア団体エンジンヨイ小山研究会が考案し、5月から缶バッジを製作してチャリティー販売し、小山らしいお土産として大好評を博しています。平成23年の夏からは、一般社団法人小山市観光協会が協力しておやまくま関連グッズを製作し、道の駅やまちの駅等で販売しています。おやまくまが、

ご当地キャラクターとして普及するよう、官民一体となり市民協働の精神で取り組んでいきます。

**間々田八幡公園**

**問** 間々田八幡公園について老朽化した遊具などを含めた整備をしてもらえないか。

**都市整備部長** 平成23〜25年度の3力年で策定予定の公園施設長寿命化計画に位置づけし、施設の修繕・改築・更新について検討を進めていきますが、公園内の遊具の塗装修繕は、計画策定と並行して平成24年度に実施します。また、公園の池についても平成24年度に水質を調査し、必要な対策について検討していきます。



間々田八幡公園の遊具の修繕が望まれる

**肥育牛農家への新支援体制**

荒井 覚

**問** 小山市内の肥育牛農家へ

の出荷停止に伴う新支援制度は考えられないか。

**経済部長** 小山和牛の生産振興策により、えさ代として予算化した1755万円で黒毛和牛の素牛の導入補助をしたと考えています。市内の肥育農家が導入している黒毛和牛の素牛価格の平均は40万円台であり、この平均購入額の消費税相当分の5%、2万円を補助したいと考えています。

**大沼周辺地区土地利用計画**

**問** 大沼周辺地区土地利用計画および桑地区中心施設の整備の進捗状況は。

**市長** 小山市桑地区コミュニティ施設等のあり方検討懇話会からの提案を踏まえ、計画地を大沼周辺地区において検討することで、本年度用地の選定を含めた基本構想および大沼周辺地区の土地利用計画を、来年度には基本計画を策定することとしています。施設の整備に際しては、国土交通省所管の社会资本総合交付金の導入を予定することから、今後必要な協議、調整等を行うとともに、平成25年度に基本設計、実施設計および用地買収等を、平成26年および27年度で建設工事を行い、平成28年度に開設を予定して

市政一口メモ

※2 ロタウイルス胃腸炎——ロタウイルス胃腸炎に感染すると幼児は一週間近く、下痢や嘔吐が続くことが多い。ノロなどの他のウイルス性胃腸炎より症状が重く、長引く。まれに脳症やけいれんなどの合併症も起きることがある。抗ウイルス薬はなく、治療は水分や電解質を補う対処療法になる。

います。

第三者評価  
菊部勉

問 第三者評価における評価対象事業の選定を昨年は評価を受ける市側が選定したが、その後どう改善したのか。

総務部長 今年度の第三者評価対象事業については、昨年評価委員や議会からいただいた意見を踏まえて、庁内で第三者評価に適していると思われる候補事業を選定した後に、委員の希望に基づいて第二次選定を行い、決定したものです。今回委員のアンケートを見ると、さらに絞込みができないか、との意見もあることから、今後、第三者評価の対象とするふさわしい事業の選定について、さらに精査していきたいと思えます。

放射能ホットスポット

問 放射能のホットスポットに関する市民からの報告や問い合わせの有無、これに対する市の対応や調査の状況は。

放射能ホットスポットに関する市民からの報告や問い合わせの有無、これに対する市の対応や調査の状況は。上からも地元業者に配慮する

市長 ホットスポットに関する問い合わせは、現在のところありませんが、放射線量が比較的高いと予想される箇所についての問い合わせがありました。ホットスポットの調査については、市が独自に測定したものや、一般家庭への貸し出しにより測定したものからは、基準よりも高い値は測定されていません。

公共工事入札制度  
植村一

問 公共工事の入札制度について、小山市としての改善点、および見直しをどのように進めていくのか。

副市長 地元業者の健全な育成保護の観点から、地元業者の受注機会を多くするため、地域要件を設けることや分離分割受注を推進することや配慮をしながら入札を行っています。今後も国や県ならびに近隣市町の動向を見据えながら、地域経済の活性化を図る上からも地元業者に配慮する

とともに、社会情勢の変化に弾力的かつ適切に対応した制度の改善に努めていきます。

国際交流

問 小山市が国際交流を推進している都市との連携をさらに強化した形での今後の経済交流への取り組みは。

市民生活部長 今年度中に紹興市から訪問団が新年度の交流計画の打ち合わせのため来市します。また、中国人民政治協商会議浙江省紹興市委員会を団長に教育、商業、経済の関係者である紹興市友好経済貿易訪日団が友好のため



姉妹都市のケアンズ市内

に来市する予定になっていました。これらの訪問を契機に経済交流を計画設定し、今後の交流に発展させていきたいと考えています。

防災教育  
福田幸平

問 幼稚園・保育園・保育所・小学校・中学校への防災教育の対策は今後どのように進んでいくのか。

保健福祉部長 幼稚園、保育所においては、子どもたちみずから命を守るすべを身につけることが大変重要であると考えていることから、防災教育で学んだことをもとに、訓練を繰り返し実施することにより、防災に対する意識を高めていきたいと考えています。教育長 小学校、中学校においては、安全教育で学んだ知識をもとに、子どもたちが自分で自分の命を守るよう、主体的に行動する態度や実践力を育てていきます。

水道水圧低下地域対策

問 市内の人口増加地域の水道の水圧低下について、市はどの程度把握しているのか。また、改良など整備計画は。建設水道部長 水圧低下地域を把握するため、平成13年度

に水圧調査を実施し、以降も継続して調査を行っています。対策としては、水圧が低下した箇所の配水管の口径アップやループ化をするなど水圧低下を解消するための改良工事を実施しています。今後も引き続き改良工事を実施するとともに、水圧低下を解消するための整備計画について検討していきたいと考えています。

安心安全ステーション  
大木英憲

問 犯罪からの防止対策、支援団体の安全サポーターの拠点施設として安心安全ステーションの設置はできないか。

市長 市としては各地区にあります公民館がその役目を果たすものと考えています。自治会が中心となり、自主防犯パトロールの活動をしている隊員については、公民館に集合し、行っているケースが多く見られ、今後も公民館を活用していただければと考えています。

健康診断

問 放射線量の懸念、ふっしよくと、健康に対する不安解消のために、子どもや妊婦に対し、健康診断を早期実施すべきでは。



**副市長** 現在までの空間放射線量測定結果を見ると、医学的見地から、妊産婦健診等で新たな検査項目を設ける必要性は低いと考えられています。今後国や県の見解、専門機関等の提言の動向を踏まえ、総合的に判断していきます。

**教育部長** 市内における放射線量の測定結果の推移と合わせて、学校における甲狀腺検査等健康診断は直ちに必要ではないと考えています。

**個人質問から (質問順)**

**車屋美術館**

角田良博

**問** 車屋美術館を運営していく上で、企画展開催の予算確保の方針、考え方は。また、収蔵庫設置の考えはあるか。

**教育部長** 充実した企画展開催の基盤となるよう、調査研究や環境整備に配慮し効率的な予算措置に努めています。事業の実施においては、美術品の借用等の費用を交渉によ



収蔵庫の設置が望まれる車屋美術館

り可能な限り抑え、広報用印刷物も最低限にし、一方で企画展開連事業のアーティストトークやワークショップの開催回数を増やし、講師を職員が務めるなど、教育普及に力を注ぎ経費節減に努めながら、充実した企画展開催となるよう努力しています。収蔵庫についても、今後寄贈等による作品の受け入れも予想されるので諸条件の整備を踏まえ検討していきます。

**ロタウイルス**

生井貞夫

**問** ロタウイルス胃腸炎の重

症化を防ぐことや保護者の経済的負担を考え、予防ワクチンの公費助成すべきでは。

**保健福祉部長** ロタウイルス胃腸炎予防ワクチンの接種実施については、ワクチンの準備、実施時期等について医師会との協議が必要になります。また、助成額についても内部での調整が必要となるため、なるべく早期に実施できるように検討していきます。

**避難所運営ゲーム**

荒川美代子

**問** 避難所運営ゲーム(HUG)を活用し、シミュレーション体験を通して防災意識の向上を図っては。

**総務部長** 避難所においては円滑な開設と運営が必要であるため、避難所開設訓練を取り入れて行っており、8月には職員を対象とした避難者対応訓練を実施し、避難所運営のノウハウを習得したところ。今後は、多くの市民にご理解いただくことも災害時

の緊急対応として重要なことであるので、自治会、自主防災会などの情報提供とHUGのような体験訓練を活用した出前講座等の実施を検討していきます。

**ドック助成金の拡大**

岡田裕

**問** 人間ドック・脳ドックの助成金拡大について。

**市長** 市では、人間ドック・脳ドックを受診した国保被保険者に受診費用の一部を助成することにより、被保険者の健康の保持増進を図っています。募集については、広報やホームページ等で周知し、募集しています。ここ数年被保険者の健康に対する意識が高揚していることもあり、助成人数を増やして対処しています。被保険者が生活習慣病を予防し、健康な生活が維持でき、将来的に医療費の抑制を図る上でも、助成金拡大の方向で進めています。

**放射性物質汚染状況**

橋本守行

**問** 側溝において、土砂が堆積して流れが悪い箇所、放射性物質汚染状況について伺いたい。

**建設水道部長** 側溝に土砂が堆積して、流れの悪い箇所、道路の横断部や地元の皆様では蓋があげられない場所などは、市が清掃を実施しています。今後地域の皆様が側溝清掃をしていた、ただける場所、放射線量の心配をしている箇所については、土木課で放射線量を測定していきたいと考えています。

**豊穂川河川整備**

森田晃吉

**問** 豊穂川の氾濫を受けて、河川整備および大行寺橋について今後どのようにするのか。

**市長** 豊穂川を含む思川と巴波川に挟まれた約3300haの区域について、国営かんがい排水事業を国に要望しており、本地区においても排水対策がなされるよう要望するとともに、1級河川思川との関連もあるため、栃木県県土整備部を始め、関係機関と協議しながら整備方針を検討していきます。また、護岸工事は、整備手法として堤防のかさ上げや排水機場の設置、進路変更や調整池の設置等が考えられます。

**建設水道部長** 大行寺橋は、地元から架け替えの要望も出

**市政一口メモ**

※3 避難所運営ゲーム(HUG)——HUGは、避難所の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にと

対処していくかを模擬体験するゲーム。HUGは、H(hiranzō) U(une) G(game)の頭文字を取ったもので、英語で「抱きしめる」という意味。

### 次回定例会の予定

2月23日(木)	本会議 (開会・議案上程)
2月27日(月)	本会議 (一般質問)
2月28日(火)	本会議 (一般質問)
2月29日(水)	本会議 (一般質問)
3月1日(木)	本会議 (一般質問・付託)
3月5日(月)	委員会
3月6日(火)	委員会
3月7日(水)	委員会
3月8日(木)	委員会
3月9日(金)	委員会
3月12日(月)	委員会
3月16日(金)	本会議 (採決・閉会)

本会議および委員会の開会時刻は、午前10時からとなっていますが、変更になる場合があります。また、正式な日程は後日開催される議会運営委員会において決定しますので、ご了承ください。



豊穂川 (大行寺橋付近)

ていますが、河川整備との整合性を図るため、その状況を見ることになると思います。

### 放射線教育

野原 勇一

問 放射線の安全に関する教育について、小山市としての

今後の見解は。教育長 市では次のことに重点を置き、教育を進めています。1点目は、他市町に先駆け、放射線などに関する独自の教材資料を作成し、全児童生徒に配付しました。2点目は、教育委員会とこども課が、独自に子供の野外活動時間の指針を示しました。暫定値として、年間1・64ミリシーベルト、1時間当たり0・31マイクロシーベルトとしました。3点目は放射線などに関する研修へ教職員の積極的な参加を促しています。今後、児童生徒および保護者等に正しく指導ならびに啓発できるように継続して取り組みます。

### 議場見学

〔11月〕

▽8日 大谷南小学校・20名

### 視察来訪

〔10月〕

▽27日 一関市(岩手県) 8人  
 共同水道への補助金について

〔11月〕

▽2日 秦野市(神奈川県) 6人  
 小山駅周辺整備などについて

▽14日 上田市(長野県) 7人  
 議会改革・議会運営について

▽17日 犬山市(愛知県) 7人  
 地産地消および食育とグリーンツーリズムなどについて

▽18日 那須塩原市(栃木県) 8人  
 防災・災害対策について

### 議会日誌

〔10月〕

▽17日 議会広報委員会

〔11月〕

▽4日 市民病院勉強会／議会運営検討専門部会／会派

代表者会議  
 代表者会議  
 7日～8日 決算審査特別委員会

会改革推進協議会／議員説明会  
 〔12月〕

▽9日 会派代表者と市執行部との定例懇談会／議会基本条例検討専門部会

▽6日 議会広報委員会  
 7日 小山市病院整備対策特別委員会

▽10日 議会運営委員会／議会運営検討専門部会

▽12日 予算審査特別委員会  
 13日 民生消防常任委員会

▽11日 小山駅周辺都市整備対策特別委員会

14日 教育経済常任委員会  
 15日 小山市市民病院整備対策特別委員会

▽15日 議員全員協議会／小山市市民病院整備対策特別委員会／議会広報委員会

16日 建設水道常任委員会  
 16日 総務常任委員会

▽16日 議会基本条例説明会  
 17日 政務調査費検討専門部会

20日 小山市民病院整備対策特別委員会

▽21日 会派代表者会議

22日 議会運営委員会  
 22日 議員説明会

▽24日 議会基本条例検討専門部会

25日 議会運営委員会

### 市議会議員 岩崎昇氏逝去

市議会議員岩崎昇氏が、去る12月5日逝去されました。享年77歳

ここに市議会議員一同、市民の皆様とともに謹んで哀悼の意を表します。

故岩崎氏は、平成15年4月に市議会議員に初当選されました。以来、建設水道常任副委員長をはじめ、総務常任副委員長、建設水道常任委員長、また、栃木県南公設地方卸売市場事務組合議長など要職を歴任されました。



# 小山市議会基本条例が 制定されました

この条例は、議会が二元代表制の下で与えられた責務や、市民の代表機関としての役割を適切に果たすための目的を定めたものです。

- 小山市議会基本条例は、平成24年4月1日から施行します。
- 本条例は、議会の基本理念および基本方針、議会運営および議員の活動原理、議会活性化の推進などを明らかにしたものです。
- 今後、条例に盛り込んだ内容を実現するための基準を定め具体的な活動を推進します。
- 小山市ホームページでも条例文を閲覧できます。

## 小山市議会基本条例

### 目次

- 前文
- 第1章 総則(第1条―第3条)
- 第2章 議会の基本的組織(第4条―第6条)
- 第3章 議会及び委員会の運営の原則(第7条―第10条)
- 第4章 市民と議会の関係(第11条―第14条)
- 第5章 市長等と議会及び議員の関係(第15条―第20条)
- 第6章 議員の責務と活動(第21条―第27条)
- 第7章 議会の補助的機構等(第28条・第29条)
- 第8章 議会改革(第30条)
- 第9章 この条例の最高規範性及び見直し(第31条・第32条)

### 附 則

小山市議会(以下「議会」という。)は、小山市住民の直接選挙によって民主的に選出された議員(以下「議員」という。)により構成されていることを自覚し、常に市民(市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で事業を営み、若しくは活動するもの)をいう。以下同じ。の福祉の向上のために活動するものである。

民主主義の根本は合議であり、議会は、市民の意思を代弁する合議体であることから、条例の制定改廃その他市政の重要事項について市の意思決定をし、二元代表制の原理に基づき、市長等(市長その他の執行機関及び補助機関としての職員をいう。以下同じ。)の行政の執行状況を監視すること等を通じて、市民の意見を適切に市政に反映させなければならない。

また、議会は、市及び市民の現在及び将来に対して大きな責任を負っており、常に住民自治の実現のために積極的に議会活動を行うとともに、不断に議会の活性化を推進していかなければならない。

議会は、これらの視点に立ち、ここに議会運営の基本となる住民自治に基づいた諸原則を体系的に定めるものである。

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この条例は、議会の組織、運営等並びに議員の責務、活動等に関する基本的事項について定め、もって、議会が、二元代表制の下でその与えられた責務及び市民の代表機関としての役割を適切に果たすことにより、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

#### (議会の役割及び活動原則)

第2条 議会は、市民の代表機関として市民の意思を市政に反映させ、条例の制定改廃、予算及び決算その他の市政の重要事項

について市の意思決定を行うとともに、市長等の行政の執行状況を常に監視し、同時に自らも不断の努力によって議会の活性化、議会活動の公平性及び透明性の確保並びに市民に対する説明責任を果たすことに努めなければならない。

#### (議会の議決事件)

第3条 議会の議決事件は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項各号に掲げる議決事件のほか、同条第2項の規定に基づく小山市議会の議決事件に関する条例(平成21年条例第23号)に定める議決事件とし、必要に応じて同条例に市政の重要事項を加えるものとする。

### 第2章 議会の基本的組織

#### (議員定数)

第4条 法第91条第1項の規定に基づく議会の議員の定数(以下「議員定数」という。)は、議会制民主主義における重要な要素であることをかんがみ、市民の意見が市政に十分に反映され、住民自治を実現することができる数とする。

2 議会は、議員定数の改定に当たっては、十分な審議時間を確保し、議会改革の視点のみならず、市政の現状、将来の予測等を考慮し、市民の意見を聴取した上で、検討しなければならない。

3 議員定数は、小山市議会の議員の定数を定める条例(平成14年条例第49号)に定める。

#### (委員会の設置及び活動原則)

第5条 議会は、法第109条及び第110条の2の規定に基づき、次に掲げる常任委員会及び議会運営委員会を置く。

- (1) 総務常任委員会
  - (2) 民生消防常任委員会
  - (3) 教育経済常任委員会
  - (4) 建設水道常任委員会
- 2 議会は、法第110条の規定に基づき、必要に応じて議決により特別委員会を置くものとする。
- 3 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)は、円滑かつ効率的な議会運営を推進するため、付議された事項について積極的に審査、調査等を行うものとする。
- 4 委員会は、市政に関する政策立案及び政策提言を活発に行い、議会の閉会中においても、その専門性及び特性を活かした

活動を積極的に行うものとする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、小山市議会委員会条例（昭和43年条例第20号）に定める。

（議員全員協議会の設置）

第6条 議会は、議案の審査並びに市政に関する課題及び議会の運営に関する協議又は調整を行うため、議員全員協議会（以下「全員協議会」という。）を置く。

2 前項に定めるもののほか、全員協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 議会及び委員会の運営の原則

（審議及び審査の原則）

第7条 議会は、定例会、臨時会及び委員会の会期等の設定並びに議会の審議及び委員会の審査（以下「審議等」という。）に当たっては、議員相互の公平かつ自由な議論が行えるよう、十分な討議時間の確保に努めるものとする。

2 議会は、議員が提案した案件の審議等に当たっては、市長等その他当該案件の関係者との議論の機会を設けるよう努めるものとする。

（会議の公開）

第8条 議会は、議会活動の公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すため、議会及び委員会の会議について原則公開するものとし、市民に対する議会活動の情報提供及び分かりやすい討議を行うよう努めるものとする。

（意見の聴取等）

第9条 議会は、請願又は陳情があったときは適切かつ誠実にこれを審議等するものとし、必要があると認めるときは、請願又は陳情を行ったもの（団体である場合はその代表者）から意見を聴取するものとする。

2 議会は、委員会における審査等に当たって、法第109条第5項及び第6項に規定する公聴会制度及び参考人制度（以下「公聴会制度等」という。）を十分に活用し、利害関係人の意見有識者の専門的意見、市民の意見等を聴取する機会を設けるものとする。

（審査及び調査）

第10条 議会は、法第109条の2に規定する議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査につ

いて、有識者等にさせることができる権能を計画的に活用するよう努めるものとする。

### 第4章 市民と議会の関係

（市民参画及び市民との連携）

第11条 議会は、常に市民の多様な意見を反映させる議会運営を行うため、議会活動における市民参画（市民が、市の政策の立案、実施及び評価等の過程に主体的に参加し、市政の意思決定に関わることをいう。）の促進、市民と連携した政策の立案、及び市長等の行政の執行状況に対する監視活動が実現できるように努めなければならない。

（議会報告会の開催）

第12条 議会は、議会活動についての市民に対する報告をし、及び市民との意見交換をするため、原則として全議員の出席の下で、議会報告会を開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、議会報告会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（議決状況等の公表）

第13条 議会は、市民に対する説明責任を果たすため、定例会及び臨時会ごとに、各議案に係る各議員の賛否その他議決の状況について公表するものとする。

（議会広報活動の充実及び強化）

第14条 議会は、市民に対し、市政及び議会活動に関する情報を適切に伝達するため、議会広報活動の充実及び強化に努めなければならない。

2 議会は、議会広報活動の充実及び強化を図るため、議会広報委員会を置く。

3 前項に定めるもののほか、議会広報委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### 第5章 市長等と議会及び議員の関係

（緊張関係の保持）

第15条 議員は、一元代表制の趣旨に照らし、議会における審議等において、市長等と常に緊張関係を保つように努めなければならない。

（一問一答方式）

第16条 議会の会議における議員及び市長等との質疑応答は、論

点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができるものとする。

（質疑に対する答弁）

第17条 法第121条の規定により議場に出席した者及び小山市議会委員会条例の定めにより委員会の会議に出席した者は、本会議にあっては小山市議会議長（以下「議長」という。）、委員会にあっては各委員会の委員長長の許可を得て、論点及び争点の整理をするために質疑の趣旨を確認した上で、議員の質疑に対し答弁することができるものとする。

（議員の文書による質問）

第18条 議員は、会期中又は閉会中のいずれにかかわらず、議会活動に必要と認めるときは、議長を経由して市長等に対して文書により質問することができるものとする。この場合において、市長等は、文書により回答を行うものとする。

（議決事件の説明）

第19条 議会は、市長が提案する条例案、予算案、決算その他の議決事件について審議等を行うに当たっては、その背景、代替案との比較、総合計画上の位置付け、関係法令等、財源措置、政策等の効果予測、将来にわたるコスト計算その他の審議に必要な資料（以下「説明資料」という。）を冊子化した上で、関係議員に対する配布及び説明を行うよう、市長等に対し求めるものとする。

2 説明資料のうち、条例案に係るものは、次に掲げるものとする。

- (1) 条例案の提案理由についての説明
- (2) 条例案に係る新旧対照表（改正の場合）
- (3) 条例案に関連する法令、条例等の参照条文
- (4) 前3号に掲げるもののほか、条例案の審議等に必要であると認める資料

3 説明資料のうち、予算案及び決算に係るものは、施策別又は事業別に分かりやすくまとめた内容のものとする。

（行政の執行状況の監視）

第20条 議会は、市長等の行政の執行状況について不断に調査及び監視をし、適切な執行がなされていないと認めるときは、速やかにその是正のために必要な措置を講じなければならない。

## 第6章 議員の責務と活動

(議員の責務及び活動原則)

第21条 議員は、市政の課題の解決等のため、常に市民の意見の把握に努めるとともに、法令等及び財務等に関する調査研究活動を行い、不断に自己研さんに努め、市民の代表としての責務を果たさなければならない。

2 議員は、一部の団体、地域等の代表者ではなく、市民全体の代表者であることを深く認識し、市民全体の福祉の向上及び市勢の発展を目指して活動を行わなければならない。

(議員の説明責任)

第22条 議員は、自らの議会活動に関し、市民に対し説明責任を果たさなければならない。

(議員の政治倫理)

第23条 議員は、小山市議会議員の政治倫理に関する条例(平成19年条例第17号)の定めを遵守し、政治倫理に反する疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、市民の代表者としてふさわしい品位を保つよう努めなければならない。

(会派)

第24条 議員は、政策立案等について共通の理念を有する議員により構成される議会活動を行う団体として、会派を結成することができる。

(政務調査費の原則)

第25条 議会は、議員の議会活動に必要な調査研究に要する経費の一部に充てるため、法第100条第14項に規定する政務調査費(以下「政務調査費」という。)を支給するものとする。

2 政務調査費の額は、議員の議会活動に必要な調査研究に要する経費を基準として、市の財政状況を勘案して決定するものとする。

3 議員は、政務調査費の交付を受けたときは、別に定める政務調査費の使途基準に従い、当該交付制度の目的に即した活動のため、適切にこれを使用しなければならない。

4 議会は、政務調査費の支給を受けた議員から提出を受けた政務調査費取支報告書その他の関係資料を積極的に公表するものとし、市民からその使途内容等についての説明を求められたときは、当該議員は、それに応じなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、政務調査費に関し必要な事項

は、小山市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年条例第1号)に定める。

(議員報酬等の原則)

第26条 法第203条の規定に基づき支給する議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当(以下「議員報酬等」という。)の額は、社会情勢、財政状況及び類似する他の報酬等並びに議員の職務内容、活動状況等を勘案して決定するものとする。

2 議会は、議員の議員報酬等の額の改定を行うに当たっては、公聴会制度等の活用等により、有識者の専門的意見、市民の意見等を聴取し、当該意見等を反映するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、議員の議員報酬等に関し必要な事項は、小山市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第19号)に定める。

(議員の研修体制の充実及び強化)

第27条 議会は、議員の政策提言、政策立案及び調査活動能力の向上に資するための専門的研修等の充実及び強化に努めなければならない。

2 議員は、議員としての資質向上を図るために常に自己研さんに努め、前項の研修等に積極的に参加するよう努めなければならない。

## 第7章 議会の補助的機構等

(議会事務局の設置並びに体制の整備及び強化)

第28条 議会は、法第138条第2項の規定に基づき、議会に事務局(以下「議会事務局」という。)を置く。

2 議会は、政策提案機能、立法機能等を補助するため、議会事務局の体制の整備及び強化(以下「体制整備等」という。)に努めるものとする。

3 議長は、体制整備等のため、専門的知識及び経験を有する職員等の配置に努めるものとする。

4 議会は、体制整備等のために必要な予算の確保に努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、議会事務局に関し必要な事項は、小山市議会事務局条例(昭和40年条例第43号)に定める。

(議会図書室の整備等)

第29条 議会は、法第100条第18項の規定に基づき設置する議

会図書室を議員のみならず市民及び市長等の利用に供するものとする。

2 議会は、議員の議会活動に必要な調査研究に資するため、法令等により備え置くこととされた図書等のほか、市政に関連する情報を可能な限り収集し、議会図書室に備え置く資料等の充実に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、議会図書室の管理、運営等に関し必要な事項は、小山市議会図書室規程(昭和43年議会訓令第1号)に定める。

## 第8章 議会改革

(議会改革の推進)

第30条 議会は、議会改革に継続的に取り組み、その推進に努めなければならない。

2 議会は、議会改革の推進に資するため、議員により構成される議会改革推進協議会を設置し、議長の諮問に基づき、協議を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、議会改革推進協議会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9章 この条例の最高規範性及び見直し

(最高規範性)

第31条 この条例は、議会に関する最高規範であり、議会は、この条例を誠実に遵守するものとする。

2 議会は、議会に関する他の条例、規則等の制定改廃及び解釈に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

3 議会は、前2項の規定を適正に行うため、一般選挙による議員の新たな任期の開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。

(この条例の見直し)

第32条 議会は、この条例の目的の達成状況について、随時検証するものとし、その検証の結果、制度の改善等が必要であると認めるときは、この条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

# 常任委員会の行政視察

## 総務

平成23年  
10月18日(火)～20日(木)

- 愛知県名古屋市＝地域委員会について
- 愛知県安城市＝事業仕分け委員会について
- 静岡県磐田市＝公共施設の再配置について

### ◆公共施設の再配置について

磐田市では平成22年度にソフト事業の事業仕分けを実施するとともに、約300の施設の見直しも実施し、公共施設全体の見直し指針を作り、施設別に統廃合を進めている。公共施設は、年々その存在価値が異なるため、施設のあり方を検証する必要があるとしている。



磐田市を視察する総務常任委員

## 民生消防

平成23年  
10月19日(水)～21日(金)

- 熊本県宇城市＝子育て支援センターの事業と施設間の連携について
- 熊本県水俣市＝環境モデル都市としての取り組みについて
- 福岡県大牟田市＝大牟田市立病院の運営状況について

### ◆子育て支援センター（保育園併設型）の事業と施設間の連携について

宇城市は、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育成を促進することを目的としている。事業実施にあたり、地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て支援活動を行う団体等と連携し、地域に出向いて活動を展開している。



宇城市を視察する民生消防常任委員

## 建設水道

平成23年  
10月25日(火)～27日(木)

- 広島県広島市＝災害に強いまちづくりプランについて
- 広島県福山市＝東桜町地区市街地再開発事業について
- 兵庫県神戸市＝神戸市建築物総合環境評価について

### ◆神戸市建築物総合環境評価制度について

CASBEEとは、建築物の「品質・性能」及び「環境負荷」の両面から建築物の環境性能を評価する制度である。この制度の導入により、計画段階での事業者の環境配慮への意識向上や設計者の建築性能と環境負荷のバランス意識向上、「公表」による市民の建築環境への意識向上が図られる。



福山市を視察する建設水道常任委員

## 教育経済

平成23年  
10月25日(火)～27日(木)

- 香川県観音寺市＝商店街活性化事業について
- 大阪府豊中市＝寄り添い型学習・生活支援事業について
- 滋賀県長浜市＝長浜城歴史博物館について

### ◆寄り添い型学習・生活支援事業について

豊中市では、不登校、高校中退、中卒後進路未定者や経済的な課題を抱える世帯の子どもたちを対象に高校進学・卒業など社会的自立に向けた学習支援、生活支援、相談などを実施している。視察した庄内少年文化館では、学校にある特別教室と同様のものがあり、個人に合ったさまざまな対応が可能となっている。



豊中市を視察する教育経済常任委員



芽が出、花が咲き、  
やがて実を結ぶ  
(塚原)

▼「種子を蒔けば」  
ります。  
る信頼が増すことにな  
が、議会・議員に対す  
めに活動していくこと  
体の生活福祉向上のた  
ん努力を重ね、市民全  
▼各議員が不断の研さ  
こととしています。  
議員の賛否も公表する  
告会や議案に対する各  
としています。議会報  
の強化と住民参加を柱  
▼議会機能、議員能力  
4月から施行されます。  
議会基本条例を制定し、  
12月議会において、市  
▼小山市議会は、昨年

後編  
集記

▼昨年3月の東日本大震災、津波、原発事故や秋の大台風など災害の多い年でした。もうすぐ大震災から一年になります。復興復旧を願ってやみません。

小山市ホームページ <http://www.city.oyama.tochigi.jp/>

◆12月定例会の傍聴人数は、本会議114人（1日＝7人・5日＝13人・6日＝39人・7日＝14人・8日＝14人・22日＝27人）委員会2人（13日民生消防＝1人・14日教育経済＝1人）でした。